

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年2月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700584 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700235 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 59 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

昭和 59 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 59 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

年金事務所からのお知らせにより、A 社から C 労働組合 (現在は、D 労働組合) に出向した際の年金記録が 1 か月少ないことを知った。請求期間も継続して勤務しており、退職はしていないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録及び B 社の回答から判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務し (A 社から C 労働組合に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B 社が、A 社から C 労働組合への異動は昭和 59 年 8 月 1 日である旨回答していることから、同日とすることが必要である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 59 年 6 月の厚生年金保険の記録から、19 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、昭和 59 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、事業主が厚生

年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を同年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年7月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。